

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3599

(1/3)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃貸料		
備考	口座名義：横川雅也 (21,000 + 330) × 9/10 = 19,197 (330 円は振込手数料)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3599

(2/3)

07-07-31	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ	
07-07-31	.手数料	*330		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3599

(3/3)

駐車場契約更新同意書

賃貸人  (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	
車種	軽自動車、初秋	車番	
色	グレー		
契約 条 項	駐車料	月額	7,000 円 (内消費税) 636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円 (内消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)

※入金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、
現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を
消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

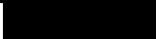
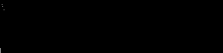
*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、
乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員
	担当者 	携帯	

5 年 7 月 10 日

(甲) 住所  (乙)

所在地 〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産

会社名 横川雅也事務所
県政調査室
電話番号 TEL (0493) 77-5050
FAX (0493) 77-1000
書類送付先 〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3600

(1/4)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	21,540 円
項目	事務所費	充当額	19,386 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	セキュリティ代（令和 7 年 7 月分）		
備考			



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
	普通		効心 マサ

入出金明細

照会範囲：2025年07月01日～2025年08月30日 照会件数：25件

2025年08月30日 11時11分53秒時点の情報です。

全件数：25件 1～20/25件を表示中 [次の5件 >](#)

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高

政務活動費 領収書等貼付用紙

3600

(3/4)

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2025年07月31 日	21,540円		セコム	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3601

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（令和 7 年 8 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由
口座引落としのため



更新覚書【住居】

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名 称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	
	敷金		55,000 円	賃料	0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	円	非 10%未満控除 円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		円	課 10%未満控除 円	(10%対象)
		0 円	非		0 円	
		0 円			0 円	
住宅総合保険料について 全賃借共済会 WEB決済 ※保証会社協働の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落としとなります。						
合 計						90,000 円

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

- ・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
- ・24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
- ・本契約は保証会社のエルズサポート特加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引落手数料は借主負担330円。
- ・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
- ・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]			
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]	
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F			
	TEL	048-935-5551			
管理業者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928			
	フリガナ	ウダガワユキオ			
借主(乙)	氏名	宇田川 幸夫		TEL	048-932-4055
		宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:50 GMT+9)		携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]			
連絡先	Eメールアドレス	contact@udagawayukio.com			
	メールアドレス				
連帯保証人及び担保額	氏名	担保額	借主との関係		
	住所	生年月日	TEL	携帯	
家賃保証保証業者	商号	エルズサポート			
	氏名	続柄	TEL		
緊急連絡先	住所	[REDACTED]		携帯	[REDACTED]
	続柄	氏名	性別	生年月日	携帯番号
更新時現在の入居者	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日	
	従業員	[REDACTED]			

No.

〒340-0808
埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
コスモス 202

宇田川幸夫 様

案内日 2024年12月23日

株式会社 ハル
〒340-0806
埼玉県八潮市伊草2丁目12-28
イノマタビル1F
TEL : 048-935-5551



契約更新の御案内 兼 請求書

拝啓 時下益々清栄のこととお喜び申し上げます。
現在ご契約頂いております物件の契約満了日が近づいて
おりますので、ここにご連絡申し上げます。
契約更新についての条件および費用は下記の通りでございます。

敬具

物件名	秋桜		部屋番号	202	
契約終了日	2025年03月17日		御契約者様	宇田川幸夫 様	
新契約期間	2025年03月18日 ~ 2027年03月17日				

御契約内容					3月分賃料御請求額	
項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容		更新月請求額	
	金額	消費税	金額	消費税	金額	消費税
家賃	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円	90,000 円	0 円
共益費	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円	5,000 円	0 円
駆けつけサポート/月払い	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円	1,000 円	100 円
合計	96,100 円		96,100 円		96,100 円	

更新費用内訳			必要書類	
項目	金額	消費税	書類名	
更新料	90,000 円	0 円		
更新事務手数料	0 円	0 円		
合計	90,000 円			

備考		御請求金額	
更新保証料10,000円は保証会社よりご請求となります。		90,000 円	

※契約更新料、更新事務手数料(消費税込)等のお支払いは、毎月の賃料と同様にエルズサポートとの取決めによる支払日、支払い方法となります。

※賃料と合算しての引落としとなりますので前日までのご準備をお願い致します。

更新契約書_秋桜_202

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAABnE6rP2LyGTv8dOnEt_VnXvEj8pgdPCj

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:17:41 GMT+9
-  文書が入力のために に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:18:09 GMT+9
-  がフォームに入力しました
フォームの入力日: 2024-12-23 - 16:33:52 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 16:33:54 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:50:28 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:50:30 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:50:32 GMT+9
-  が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:49 GMT+9
-  署名者 様は 署名時に 株式会社ハル として名前を入力しました
2025-03-04 - 15:02:23 GMT+9
-  株式会社ハル 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9 - タイムソース: サーバー



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

✔ すべてのプロセスが完了しました

2025-03-04 - 15:02:25 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

貸室賃貸借契約書

＜頭書＞

(1) 物件の表示	名称・案番号		コスモス 2階 202号室	
	所在地 埼玉県八潮市鏡町2丁目18-6			
	間取り	2LDK	専有面積	50.31㎡
	築年	2023年03月	建物所有者	
(2) の当業者	貸借人 (甲)	大和リビング株式会社		
	貸借人 (乙)	宇田川 幸夫		
(3) 期間	契約期間 2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(4) 賃料等・支払条件	賃料	¥90,000	金 種 別	
	共益費	¥5,000	店 名	
			預 金 種 別	
			口 座 番 号	
			フリガナ	
			口座名義人	
			支払方法	振込口座振替・クレジットカード・お振込郵便
	月額合計	¥95,000	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
	更新料	更新料新賃料の1ヶ月分	滞り損金	年14.6% (7年を205日として日割/年)
	礼金	¥225,000	損害賠償	1ヶ月を上限とする
ホームクリーニング料	¥55,000			
(5) 保証人				
(6) 管又連理は捨合先	名 称	大和リビング株式会社		
	所 在 地	八潮営業所 営業所長 大久保 貴博 埼玉県八潮市大観六丁目8番地5 5F 505号室		
(7) 特約・特記事項	電 話	048-996-7180		
	建 築 先	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイヤリングインフォメーションセンター)		

340-0808

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大観六丁目8番地5F 505号室 八潮営業所		
	貸借人 (乙)	〒340-0801 埼玉県八潮市八郎431-1			
	フリガナ	宇田川 幸夫		携帯電話	
	氏 名	宇田川 幸夫		固定電話	
貸借人 (乙)	所在地	〒	電話	()	
	社 名		FAX	()	
	書類送付先		電話	()	
	担当部署		FAX	()	
入居者の概要	氏 名	続柄	生年月日	性別	
	宇田川 幸夫	本人	1978年 11月 27日 (46才)	男・女	
保証会社	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-1手織門ファーストビル 2階			
	フリガナ	心1541 生年月日 西暦 年 月 日			
緊急連絡先	氏 名	株式会社イントラスト 乙との続柄			
	固定電話	03-6213-0250	携帯電話	()	
紹介	住 所	〒			
	フリガナ	氏 名			
紹介	住 所	〒			
	フリガナ	氏 名			

※宅内調査は必ず記録簿で行い、先住者名、住居、お名前、代表者名、電話番号、住所等の項目に必ず記入してください。

大和リビング株式会社 漢字JBBB 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3602

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 7 年 8 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]	連絡請求書登録番号:	[REDACTED]
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
	管理者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:46 GMT+9)	携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202	勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※原契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所		携帯	
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAEE7YZ3q1d4GI2OR4GoYS5Gq-ohlqhvcmq

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
-  様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	[REDACTED]	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 ヶ月相当分	

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 ヵ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	------------	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヵ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
	管理者名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号: T9030001147928	
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫 宇田川 幸夫 (2025年3月4日 14:43 GMT+9)	携帯	
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202	勤務先TEL	[REDACTED]
	勤務先名	[REDACTED]		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※原契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ		極度額	借主との関係
	氏名		生年月日	TEL
	住所		携帯	
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	続柄	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	携帯	[REDACTED]

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ		[REDACTED]

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	OBJCHBCAABAur-uTmRBgV8Y96Y-DfyFva2g9JUfo3De

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

②

西暦 年 月 日		X978			
貸與人(甲)					
貸與人(乙)の代理人		〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 大和3ビルディング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之		お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大瀬六丁有8番地ノスト ラップ (株) 八潮営業所	
賃借人 (乙)		住 所 〒340-0806 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コンスモス 202号室 フリガナ 氏 名 993アリ アサヒ メールアドレス メールアドレス 所在地 〒 社 名 PAX () 法人 代表者 電話 () 担当部署 FAX () 担当者名 ()		機密電話番号 固定電話 電話 () FAX () 印	
密に、本証券事項に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記上書欄記入不要 住宅名 番号					
賃借人の概要		氏 名 中田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男) 女 職 務 先 所 在 地 緊急連絡先 主使用者氏名 主使用者住所		電 話 その他連絡先 電 話 その他連絡先	
保証会社		〒102-0083 住 所 東京都千代田区麹町1-4平蔵門ファーストビル 2階 フリガナ 住 居 氏 名 株式会社インストラト 設立年月 西暦 年 月 日 固定電話 03-5218-3250 携帯電話 ()		この続柄	
緊急連絡先		住 所 フリガナ 氏 名 固定電話 ()		生年月日 この続柄	
媒介		媒介者 氏 名 固定電話 ()		生年月日 この続柄	
媒介					

駐車場賃貸借契約書

②

(項番)

(1) 物件の表示	駐車場名	ワズモス 駐車場			
	所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6			
(2) 駐車車両	区画番号 (1)		区画番号 (2)		
	車名 (1)		車体の色		
	登録証登録番号又は重量税番号		排気量		
	車名 (2)		車体の色		
(3) 当事者	貸借人 (甲)				
	貸借人 (乙)	平田川 幸夫			
(4) 期間	車名 (1) の車両使用				
	契約期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間			
(5) 賃料等・支払条件	月	駐車料	¥8,800	金融機関	
				店名	
				預金種別	
				口座番号	
				口座名義人	
	金	支払方法	自庫の口座からクレジットカード・現金で支払		
		月額合計	¥8,800	支払期限	翌月分を当月末日までに支払
				遅延損害金	年14.0% (日年506日として日割計算)
				日割賃料等	1ヶ月を期日とする
				違約金	
(6) 保証					
(7) 借入説明は協会の先	名称 大和リビング株式会社 所在地 八潮営業所 営業所長 大久保 貴智 埼玉県八潮市入瀬六丁目8番地5 ストライプ 1階 048-909-7180 代表取締役 元 フリーターキル 0150-200-550 (タイワリビングインフォメーションセンター)				
(8) 特約・特記事項	同族賃貸借契約書特約・特記事項参照				

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人 (甲)			
貸借人 (甲) の代理人	〒200-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 橋子 芳之		
貸借人 (乙)	住 所	〒346-0801 埼玉県八潮市八條431-1	
	フリガナ氏名	平田川 幸夫	
	メールアドレス		
	所在地	〒	
印	社 名	株式会社	
	書類送付先	電話番号 ()	
	担当部署	担当者名 FAX ()	
	印		
但し、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合に下記の上書欄記入不要 住宅名 号数			
貸借人の親要	氏 名	平田川 幸夫 生年月日 西暦 1978年 11月 27日 (男)・女	
	勤務先		
	所在地		
	緊急連絡先		
保証会社	住 所	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 2階	
	フリガナ氏名	株式会社イントラスト 乙との続柄	
	電話番号	03-6213-0250 携帯電話 ()	
	緊急連絡先		
保 介	住 所		
	フリガナ氏名	乙との続柄	
	電話番号	() 携帯電話 ()	
	保 介		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3603

(1/3)

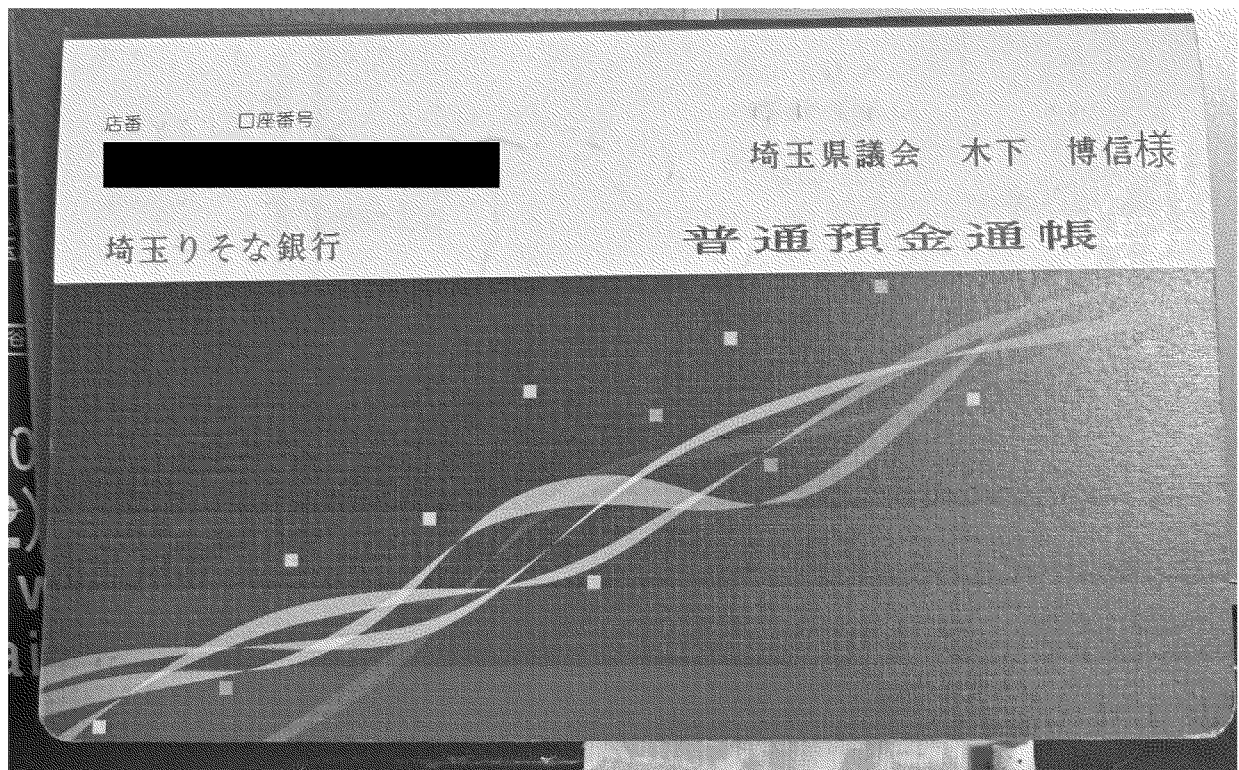
日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所セコム 7 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3603

(2/3)



3603

(3/3)

年 月 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差
07-07-31	.振替	*12,980	セコム.カ	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 [項目名] お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3604

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	18,000 円
項目	事務所費	充当額	16,200 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃料/ 3 台分/令和 7 年 8 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3604

(2/2)

領 収 証		No. _____
<u>小川たてし事務所様</u>		2025年 7 月 31 日
★ 18,000-		
但 8月分		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式		駐車場賃貸借	
土地の表示	所	在 埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

- 第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。
- 2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。
- 第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。
- 1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。
- 2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。
- 第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
- 第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を取去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。
- 第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。
- 第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3605

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	300,000 円
項目	事務所費	充当額	270,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 8～10 月分		
備考	その他の支出日 8/29、9/30		

支払証明書あり

理由

貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は下記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

- 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
- 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
- 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

- 契約期間 自 令和 1 年 6 月 1 日
至 令和 3 年 5 月 31 日（2年間）
- 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したのものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用品・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、
狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、
排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地震その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・ 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平城 元年 6 月 1 日

賃貸人（甲） 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住 所 さいたま市大宮区漢口町2-78 大宮駅ビル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105 号室
床 面 積	48.5 m ²

〈入 居 者〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。
令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3 年 12 月 27 日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称 大宮パストラルハイム
所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室 1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。
令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室	1階部分105号室48.5㎡

以上

覚 書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 7年 6月 1日から令和 9年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 7年 5月 / 日

賃貸人（甲） 東京都千代田区神田松永町18番地1
株 式 会 社 ヨ コ ハ ウ ス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住所 さいたま市大宮区浅間町2-48
大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

— 物 件 の 表 示 —

建 物 名 称 大宮パストラルハイム
所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当 該 貸 室 1階部分105号室48.5㎡

以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3606

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	45,000 円
項目	事務所費	充当額	40,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃借料 8～10 月分		
備考	その他の支出日 8/29、9/30		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所					印鑑	
	氏名						
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105				印鑑	
	氏名	藤井 健 矢					

1	場 所	さいたま市大宮区浅間町2-73-1							
2	駐 車 場 区 画								
3	車 両	車 名		登録 番 号		特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁		
4	賃 料	一ヵ月	15,000 円	支払 方 法	当月末翌月前納	特 約	2ヵ月分滞納の ときは無催告解除		
5	期 間	自	年	月	日	満	年間	特 約	更 新 可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし							
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特 約	違反のときは 無 催 告 解 除		
8	解 約	賃貸人 ヵ月前予告 解約可能 賃借人 / ヵ月前予告							
9	保 証 金	金 〇 円也 契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還							
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。							

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3607

(1/3)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	36,000 円
項目	事務所費	充当額	32,400 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃借料 8～10 分		
備考	その他の支出日 8/29、9/30		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3607

(2/3)

8910528929267

2 年 用

No.

領 収 証

番号

藤井 たけし 様

自 年 月 日

至 年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を
申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外の
ものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

政務活動費 領収書等貼付用紙

3607

(3/3)

2025 年 8 月分	2025 年 7 月 8 日 受取りました ¥12000	領 収 印 鑑	
2025 年 9 月分	2025 年 8 月 29 日 受取りました ¥12000	領 収 印 鑑	
2025 年 10 月分	2025 年 9 月 30 日 受取りました ¥12000	領 収 印 鑑	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3608

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	435,000 円
項目	事務所費	充当額	391,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 8, 9, 10 月分		
備考	支払日：7 月 31 日、8 月 29 日、9 月 30 日		

支払証明書あり

理由

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目8-1番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡（12坪）		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を（甲）として賃借人を（乙）として下記条項により賃貸借契約を締結する。

- 第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。
- 第3条 賃賃料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
- 第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
- 第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。
- 第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。
2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部分又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いをヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座



契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和 5 年 6 月 30 日

賃貸人（甲）住 所

[Redacted]

氏 名

[Redacted]



賃借人（乙）住 所

[Redacted]

氏 名

新井 一徳



本 籍 地

[Redacted]

勤 務 先

[Redacted]

電話番号

048 (594) 1600

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3609

(1/1)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	262,779 円
項目	事務所費	充当額	236,501 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場料金（7、8、9月分）		
備考	$87593 \times 3 \text{ヶ月} = 262779 \text{円}$ $262779 \text{円} \times 90\% = 236501 \text{円}$		

支払証明書あり

理由
領収書は貰っていないため。



更新事業用建物 賃貸借契約書

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構 造・規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	59.95 m ²	
余白			

(2) 使用目的

議員事務所として

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2024 年 3 月 19 日 から	2 年 - 月間	
終期	2026 年 3 月 18 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	77,000 円	(内消費税等 7,000 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円・税率 10 %)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の ー ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引			
駐 車 料		5,093 円 (内消費税等 463円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

(6) 連帯保証の極度額

極 度 額	- 円
-------	-----

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 更新料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
借主は契約更新時に取引業者に対し書類作成料として更新料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。	

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を守るものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、貸主、借主、署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和6年2月27日

貸主 住所 〒339-0811 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号
有限会社 村田管理サービス
氏名 代表取締役 村田 佳津男 電話番号 ()

借主 住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 100号室
氏名 荒木 裕介 番号 048 (872) 1255

連帯保証人 住所
氏名 (印) 電話番号 ()
極度額 - 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 埼玉県知事 (5) 第 19084 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県さいたま市中央区錦町 事務所所在地
商 号 株式会社 グッドステ 商 号
代表者等 益子 賢治 代表者等
登録番号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 宅地建物取引士

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

- 第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。
- 2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。
 - 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
 - 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

- 第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。
- 2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
 - 3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。
 - 4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
 - 5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
 - 6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

3
4

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 借主は、貸主に対し、賃料・共益費その他本契約に基づき借主が貸主に支払うべきもの(以下「賃料等」といいます。)で、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が課されるものについては、当該支払額に法定の消費税等を加算して支払うものとします。ただし、本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、変更後の消費税率に従った賃料等を支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(内部造
第14条

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(修繕)
第15条

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

4

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為による

5

による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。

- 3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
- 4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
- 一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
 - 四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
 - 五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
 - 六 衛生上有害となる行為を行うこと
 - 七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
 - 八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
 - 九 本物件内に危険物を持ち込むこと
 - 十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
 - 十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
 - 十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
 - 十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと

(内部造作および設備の新設等)

- 第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
- 一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
 - 二 照明灯の新設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増設・移転・変更等
 - 三 金庫その他重量物の搬入据付
 - 四 看板および広告設備の設置
 - 五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
- 2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
- 3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
- 4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何にかかわらず借主の負担とします。

(修繕)

- 第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
- 2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被る損害の賠償を請求することはできないものとします。
- 3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければなりません。

- 4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

(損害賠償責任)

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

- 2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

(善管注意義務)

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(管理規約等の遵守)

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

(保険の加入)

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

- 2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

(通知義務)

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間(1ヶ月以上)不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

(一部)
第23条

(免責)

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

(契約の解除)

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

(期間)
第24条

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

り
と
もの

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務

と
は
貸
す

2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。

は

- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき

要
な
なる

- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき

1
後

3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。

知

- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合

変更

(一部滅失等による賃料等の減額等)

目
録

第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。

務
除

(期間内解約)

第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。

3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月分の賃料およ

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

(賃貸借期間開始前の解約)

(連帯保

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

第30条

(契約の終了)

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

(明渡し)

第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、本物件を明け渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡しを事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡し完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

(財務
第31条

(明渡し時の原状回復)

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を収去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません(以下、「原状回復」といいます。)。

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

(協議
第32条

(立入り)

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

(管轄
第33条

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

(特約
第34条

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

(連帯保証人)

- る解 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が、
します。更新された場合も同様とします。
- 収用 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書(発行日が本
ます。契約締結前3ヶ月以内のもの。)を1通提出するものとします。
- みが 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記
名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- みが 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人
が死亡したときに、確定するものとします。
- みが 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しな
ければなりません。
- って 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無と
その額
三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 渡し 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人
貸 の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しな
ければなりません。
- 有 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとし
はて ます。

(財務状況等の説明)

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、
第 31条 また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- ま 一 財産および収支の状況
二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨および
その内容
- 第 32条 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解し
た上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

(協議)

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が
生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

(管轄裁判所)

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易
裁判所を合意管轄裁判所とします。

(特約条項)

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3610

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	30,660 円
項目	事務所費	充当額	27,594 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 来客 1 職員 1 8 月 9 月 1 0 月分		
備考	8/29 引き落とし分 9/30 引き落とし分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3610

(2/2)

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

※領収書がとれずご請求します。ご利用明細は下記のとおりでございます。
 ※領収書がとれずご請求します。ご利用明細は下記のとおりでございます。

取引金融機関・店	取引金融機関・店	機種	通番
4864	4864015	70	0010

取引日	口座番号等
07-07-31	

お取引内容	お振込み
手数料 ¥220	お取引金額 ¥10,000

お取引内容	お振込み
お取引内容	お振込み

時刻	時刻
08:18	

お支払可能残高	お支払可能残高

マツサワタタシケンキ
 カイセイインシムシヨク
 様

048-945-0992

JAバンク

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

※領収書がとれずご請求します。ご利用明細は下記のとおりでございます。
 ※領収書がとれずご請求します。ご利用明細は下記のとおりでございます。

取引金融機関・店	取引金融機関・店	機種	通番
4864	4864015	70	0026

取引日	口座番号等
07-08-29	

お取引内容	お振込み
手数料 ¥220	お取引金額 ¥10,000

お取引内容	お振込み
お取引内容	お振込み

時刻	時刻
09:50	

お支払可能残高	お支払可能残高

マツサワタタシケンキ
 カイセイインシムシヨク
 様

048-945-0992

JAバンク

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

※領収書がとれずご請求します。ご利用明細は下記のとおりでございます。
 ※領収書がとれずご請求します。ご利用明細は下記のとおりでございます。

取引金融機関・店	取引金融機関・店	機種	通番
4864	4864015	71	0015

取引日	口座番号等
07-09-30	

お取引内容	お振込み
手数料 ¥220	お取引金額 ¥10,000

お取引内容	お振込み
お取引内容	お振込み

時刻	時刻
08:34	

お支払可能残高	お支払可能残高

マツサワタタシケンキ
 カイセイインシムシヨク
 様

048-945-0992

JAバンク



契 約 証 書

駐車場（中野115-4）

松澤 正 様

令和7年 7月 / 日

取扱業者名

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] 様 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 様 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	埼玉県吉川市中野 115-4
名称	
指定場所	自動車2台分

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和7年7月1日から 令和8年6月30までの 1年間
目的物件の引渡し時期	

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000円 (別途消費税相当額 円) 消費税率 %	
支払期限: 毎月	日までに ☐ 当月分 ☒ 翌月分 を支払う	
支払方法	☐ 口座振替 ☒ 振込み ☐ 持参	金融機関: [REDACTED] ☐ 口座番号: ☐ 口座名義人: TEL: [REDACTED] 持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	[REDACTED]
管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 () 第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 () 第 号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3611

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	10,000 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所トイレ修繕費		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3611

(2/2)

No. _____

領 収 証

収 入
印 紙

金 額

¥ 10,000

但し トレ修理代として

上記の金額正に領収いたしました。

2025 年 7 月 01 日

現金

0

小切手

消費税

川越設備株式会社

〒350-0845 埼玉県川越市上老袋 495-2
T E L (049)223-2816(代表)223-2811
F A X (049)224-9069

係

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3612

(1/3)

日付	令和 7 年 7 月 31 日	支出額	330,000 円
項目	事務所費	充当額	297,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料		
備考	支出日 2025 年 8 月 29 日 2025 年 9 月 30 日 2025 年 10 月 31 日 2025 年 11 月 28 日 2025 年 12 月 31 日		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3612

(2/3)

領収証 松澤 正		No. 
金額		登録番号 75-0300-0208-9850
¥ 5 5 0 0 0		
但	R7. 8月分賃料 (サンパルス5-202)	
	R7年7月27日 上記正に領収いたしました	
【内訳】	〒342-0041 埼玉県吉川市保1丁目32番地9	
現金 ☒	税 率 10 %	有限会社 秋谷商事
小切手	金額(税込) 5,500	TEL 048-982-5451
手形	消費税額等 500	FAX 048-982-9101
	税 率 %	
	金額(税込)	
	消費税額等	

領収証 松澤 正		No. 
金額		登録番号 75-0300-0208-9850
¥ 5 5 0 0 0		
但	R7. 9月分賃料 (サンパルス5-202)	
	R7年8月29日 上記正に領収いたしました	
【内訳】	〒342-0041 埼玉県吉川市保1丁目32番地9	
現金 ☒	税 率 10 %	有限会社 秋谷商事
小切手	金額(税込) 5,500	TEL 048-982-5451
手形	消費税額等 500	FAX 048-982-9101
	税 率 %	
	金額(税込)	
	消費税額等	

領収証 松澤 正		No. 
金額		登録番号 75-0300-0208-9850
¥ 5 5 0 0 0		
但	R7. 10月分賃料 (サンパルス5-202)	
	R7年9月20日 上記正に領収いたしました	
【内訳】	〒342-0041 埼玉県吉川市保1丁目32番地9	
現金 ☒	税 率 10 %	有限会社 秋谷商事
小切手	金額(税込) 5,500	TEL 048-982-5451
手形	消費税額等 500	FAX 048-982-9101
	税 率 %	
	金額(税込)	
	消費税額等	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3612

(3/3)

領収証 松澤 正 様 No. 登録番号73-0300-0208-7850

金額 ￥55,000

但 R7 11月分賃料(サンパルス-202)
R7 年10月31日 上記正に領収いたしました

【内訳】

現金	✓	税 率	10 %
小切手		金額(税込)	55,000
手形		消費税額等	5,000
		税 率	%
		金額(税込)	
		消費税額等	

〒342-0041 埼玉県吉川市保1丁目32番地9
有限会社 秋谷商事
TEL 048-982-5451
FAX 048-982-9101

収入印紙

領収証 松澤 正 様 No. 登録番号73-0300-0208-9850

金額 ￥55,000

但 R7 12月分賃料(サンパルス-202)
R7 年11月28日 上記正に領収いたしました

【内訳】

現金	✓	税 率	10 %
小切手		金額(税込)	55,000
手形		消費税額等	5,000
		税 率	%
		金額(税込)	
		消費税額等	

〒342-0041 埼玉県吉川市保1丁目32番地9
有限会社 秋谷商事
TEL 048-982-5451
FAX 048-982-9101

収入印紙

領収証 松澤 正 様 No. 登録番号73-0300-0208-7850

金額 ￥55,000

但 R8 11月分賃料(サンパルス-202)
R7 年12月31日 上記正に領収いたしました

【内訳】

現金	✓	税 率	10 %
小切手		金額(税込)	55,000
手形		消費税額等	5,000
		税 率	%
		金額(税込)	
		消費税額等	

〒342-0041 埼玉県吉川市保1丁目32番地9
有限会社 秋谷商事
TEL 048-982-5451
FAX 048-982-9101

収入印紙

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社 秋谷商事	TEL 048-982-5451
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9	
乙・借主	氏名 松澤 正	TEL
	住所 埼玉県吉川市中野100番地3	
丙・連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額 円	

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 秋谷商事	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 秋谷 信	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(14)第5869号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号		登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社 秋谷商事	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	事務所所在地 TEL	

※図は原則として実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

【更新】事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 秋谷商事 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	サンパレス 5号棟 2 階 202 号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県吉川市中野 29 番地 (登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(4)戸		
	種 類	アパート	新築年月	平成 6 年 8 月
	面 積	41.42 m ²		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治活動 (松澤正県政事務所として使用)

頭書(3) 契約期間

令和 7 年 7 月 1 日 から 令和 9 年 6 月 30 日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 5 年 7 月 1 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額 5,000 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	0 円	敷 金	0 円 (賃料 カ月分)
附 属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 カ月分)
償 却	なし		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃 料 等 の 支 払 方法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3676

(1/3)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	66,440 円
項目	事務所費	充当額	59,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料（8 月分）		
備考	66000+440=66440		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56704	07-08-01	14:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	サイタマケンソソキン		
	カリ		
ご依頼人	普通 0661651		
	クキミツヒ"ツツ"ト"ウツヤハンハ"イ(カ様)		
登録番号 0001			
タカハツトウヒロ セイムカット"ウツ"ムツヨ様			
電話番号 09018170065		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済	
取扱番号 300046			
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3676

(3/3)

賃貸借契約書			
令和 3 年 4 月 10 日			
賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社	
賃借人	住所		
	氏名	高橋 裕裕	
場所	加須市土手2-17-15（旧プレカット工場事務所 1F）		
賃料	1ヵ月 60,000円（別途、消費税）		
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。		
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。		
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヵ月ごとに合算分を請求する。		
期間	自 令和3年 5月 1日		
	至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。		
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転賃することを禁止する。		
解約	賃貸人 3 ヶ月前予告		
	賃借人 3 ヶ月前予告 解約可能		
振込先	 (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3677

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	133,100 円	
項目	事務所費	充当額	53,240 円	
細目	事務所費	按分率	1/2	8/10
摘要	自民党越谷支部と共同事務所のため折半 事務所家賃 R7.8 月分			
備考				

政務活動費 領収書等貼付用紙

3677

(2/2)

領 収 証

No. 008504

浅井明 様 2025年8月21日

金額 ¥133,100-

但し 森田ビル201号室 2025年8月分賃料として(2025年8月1日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 ¥121,000-

消費税額等(10%) ¥12,100-

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

☒本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番3号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029

☐獨逸大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582

☐草加店 〒340-0034 埼玉県草加市水川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140

☐竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403

☐北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-5883 FAX 03-5813-5885

授者印

社印・授者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	2 階部分	35.34	m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・数引			
		円	円
礼 金		円	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代理印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 5777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 第 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3678

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 1 日	支出額	5,500 円
項目	事務所費	充当額	4,400 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所看板代 R7. 8 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

3678

(2/2)

領 収 証

No. 008506

浅井 明 様

2025 年 8 月 21 日

金額

¥ 5,500-

収入印紙

但し 森田ビル201号室 2025年8月看板(1)代として(2025年8月1日入金)

上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

☒ 本 社

〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029

☐ 獨協大学前店

〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582

☐ 草 加 店

〒340-0034 埼玉県草加市氷川町212番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140

☐ 竹の塚店

〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403

☐ 北千住店

〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

株式会社ベストハウジング

授者印

社印・授者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	森田ビル
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24
構 造・規 模	鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	2 階部分 35.34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10 %)										
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10 %)										
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額										
保証金(敷金)の償却・数引											
礼 金	円										
賃料等の支払方法	<table> <tr> <td>支払時期</td><td>翌月分を 毎月 27 日までに支払う</td></tr> <tr> <td>☒ 振込 ☐</td><td></td></tr> <tr> <td>振込先金融機関名・支店名</td><td>口座種別</td></tr> <tr> <td>口座番号</td><td>口座名義人・フリガナ</td></tr> <tr> <td>振込手数料負担者</td><td>借主 持参先</td></tr> </table>	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う	☒ 振込 ☐		振込先金融機関名・支店名	口座種別	口座番号	口座名義人・フリガナ	振込手数料負担者	借主 持参先
支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う										
☒ 振込 ☐											
振込先金融機関名・支店名	口座種別										
口座番号	口座名義人・フリガナ										
振込手数料負担者	借主 持参先										

(5) 貸主

貸主	氏名	電話	()
	住所		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円
--------	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。
・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。
・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 押印 電話番号 [REDACTED]
借主 住所 埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
氏名 浅井 明 電話番号 048 (962) 8777
連帯保証人 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 ☐ 媒介 ・ ☒ 代理 取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号 免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング 商号
代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
登録番号 第 号 登録番号 第 号
宅地建物取引士 所属する事務所 本店 宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3740

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 4 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	掃除用具一式		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3740

(2/2)

お客様 須賀あきお様

納品・請求書 兼 領収書

ダスキン 光洋

株式会社 光洋

〒350-0066 川越市蓮雀町2-12

TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189

T9030001054686

納品日 07年 07月 25日 次回訪問日 08月 25日 D月 00998 4W

取引 (現金)

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		納品・回収訂正		訂正後
				数量	金額	数量	金額	
DWLH 吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1	1969			
BSC3G おそうじベアリング3 クレー	1		1990	1	1990			
BSSS-G おそうじベアリング3ジョイントG		1		0				
BLALA-G おそうじベアリング3ジョイントG		1		0				
BSC3CL ベアリング3用クリーナー				0				
10%合計 3,959 内消費税 (359)								

前回未収残	税 抜 金 額	消 費 税	合 計 金 額	領 収 額
(10%) 3,600		359	3,959	3,959

伝票 NO.0010527105

担当者名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3773

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 5 日	支出額	68,200 円
項目	事務所費	充当額	61,380 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃		
備考			

支払証明書あり

理由 毎月口座振替のため

更新契約書

物件名:大島ハイツ 101号室

No. [REDACTED]

所在地:埼玉県春日部市南四丁目26-4

契約者名: 榮 寛美 様

貸主及び借主は 令和5年05月26日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 令和7年06月02日より 令和9年06月01日 までとする。
2. 敷 金 60,000 円
3. 賃 料 月額 総額 66,000 円 (本体 60,000 円 消費税 6,000 円)
4. 管 理 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 2,200 円 (本体 2,000 円 消費税 200 円)
6. 駐 車 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
9. 特 記 事 項 その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和 7 年 5 月 13 日

貸 主 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: [REDACTED] 貸主代理人 (株)サハウジング 代表取締役 金子勝博

借 主 住所: [REDACTED]

氏名: 榮 寛美 TEL: [REDACTED]

勤務先住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

勤務先名: 埼玉県 勤務先TEL: 048-824-2111

連帯保証人 住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED] 印 TEL: [REDACTED]

緊急連絡先 住所: [REDACTED]

氏名: [REDACTED] 印 TEL: [REDACTED]

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

会社名: 株式会社サハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED] 号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

3774

(1/3)

日付	令和 7 年 8 月 5 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場賃貸料 更新料		
備考	「口座名義：横川雅也」 $(21,000+330) \times 9/10 = 19,197$ (330 円は振込手数料)		

政務活動費 領収書等貼付用紙

3774

(2/3)

4	07-08-05	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ
5	07-08-05	.手数料	*330	

政務活動費 領収書等貼付用紙

3774

(3/3)

請求書

2025年 7月1日

横川雅也事務所 県政調査室 御中
下記のとおり御請求申し上げます。

〒355-0015
埼玉県東松山市本町2-10-44
株式会社 松堀不動産
登録番号: T703000107
入居管理課
TEL 0493-81-7866



合計金額	¥21,000
------	---------

摘 要	金額	消費税
Ohana駐車場P		
駐車場更新手数料(10%対象)	21,000 円	(内消費税) 1,909 円
合計	21,000 円	(内消費税) 1,909 円

備 考	振込口座
	埼玉りそな銀行 東松山支店 普通口座 No.5125855 (株)松堀不動産 更新専用口 カ) マツボリフドウサン コウシンセンヨウグチ

※振込手数料は貴社負担にてお願いいたします。